

保育系弁護士がゆく

少子化時代をサバイブする園の護身術

第49号

こども性暴力防止法 施行前の準備をお早めに!

レーヴ法律事務所では、全国の園の顧問弁護士として園・先生方の
トラブル・悩みごとに対応しています。
事務所に寄せられる様々なご相談を基に、園に役立つ情報を
お届けします。

レーヴ法律事務所共同代表。
慶応義塾大学法学部政治学科卒
業、早稲田大学大学院法務研究
科修了。2011年に弁護士登録。

2019年に保育園・幼稚園・こ
ども園でのトラブルや法律問題を
主に扱うレーヴ法律事務所の
共同代表に就任。



弁護士
板垣 義一

T opic

2026年12月25日に、こども性暴力防止法が施行されることが決まっています。保育園、幼稚園、認定こども園といった施設は法定事業者となりますので、特定性犯罪事実の確認をはじめとすることこども性暴力防止法に定める義務を履行しなければなりません。

本稿では、こども性暴力防止法施行前に、最低限園が準備しておきたいことをまとめました。

1つ目は、犯罪事実確認の申請・受領の体制を整えることです。ビズIDの取得といった手続きはもちろんのこと、どのような従事者について犯罪事実確認を行うかの対象者の整理、犯罪事実確認の結果を確認し得る担当者・担当部署の決定などが必要でしょう。もちろん、情報漏えいをしない仕組みづくりも大切です。

2つめは、体制整備と密接にリンクしますが、情報管理規程の策定です。こども家庭庁への情報管理規程の提出が義務付けられていますので、これを怠るわけにはいきません。こども家庭庁のホームページにひな型が用意されていますので、これを自園の規模や実情に合わせてアレンジする形で対応すると良いでしょう。

3つ目は、採用活動時の書面の内容や就業規則の見直しです。採用段階においては、特定性犯罪前科が無いことが採用条件であることや、犯罪事実確認の結果に該当する場合には内定を取り消すことを明示するなどの工夫をしておくべきです。採用後においても、重要な経歴詐称があった場合には懲戒の対象となる旨や服務規律の強化などを就業規則で謳うべきでしょう。就業規則で懲戒事由を明記しておかなければ懲戒解雇等の処分を有効にない得ませんので、注意してください。

4つめは、従事者向けの研修受講です。こども家庭庁が用意している標準動画で構いませんので、施行までに現職の従事者には必ず受講させるようにしてください。

以上の4つ以外にも法施行前に準備しなければならないことはありますが、まずはこの4点を意識して、早めの準備に取り掛かってください。法施行が間近に迫ったタイミングで慌てて取り組んでも混乱するかと考えます。



園の困りごと、何でもお問合せください

～園の顧問弁護士～ レーヴ法律事務所

[東京弁護士会所属]

■弁護士 / 保育士 柴田 洋平
TEL: 03-5336-3390

■弁護士 板垣 義一 ■弁護士 今西 淳浩
Email: reve.info@reve-law.jp

■弁護士 / 公認会計士 中谷 健二
HP: <https://www.reve-law.jp/>

